

改正 2015年4月1日 2017年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、中京大学学術情報リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）の管理運用について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、リポジトリとは、中京大学（以下「本学」という。）の構成員が教育研究活動において作成した学術研究成果を電子的に収集し、これらを恒久的に蓄積・保存し、ネットワークを通じて学内外に無償で発信・提供することにより、本学の学術研究の発展に資するとともに、社会への貢献を果たすシステムをいう。

(管理運用)

第3条 リポジトリの管理運用は、中京大学図書館（以下「図書館」という。）が行う。

(登録資格)

第4条 リポジトリに学術研究成果を登録する資格を有する者（以下「登録者」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本学の教職員、大学院学生、学部学生、非常勤講師及び本学と関係のある学外執筆者
- (2) 本学の教職員、大学院学生、学部学生、非常勤講師及び本学と関係のある学外執筆者であった者
- (3) その他館長の許可を得た者

(登録要件)

第5条 登録対象となる学術研究成果は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 本学における学術的な成果であるもので、別表に掲げるもののうち、次に掲げるいずれかに該当するもの
 - ① 本学の構成員又は構成員であった者が作成したもの
 - ② 本学の各教育研究組織等が本学に関わる学術コンテンツとして認定したもの
 - ③ その他館長の許可を得たもの
- (2) 知的財産に係る法令及び本学の規則等に反しないもの
- (3) 次に掲げる事項について、法令上又は社会通念上問題が生じないもの
 - ① 名誉・プライバシー等の人権に関する事項
 - ② 個人情報保護に関する事項
 - ③ 情報セキュリティーに関する事項
 - ④ 守秘義務に関する事項

(4) 電子的フォーマットで作成され、ネットワークを通じて配信できるもの

(5) 無償で発信・提供できるもの

(登録申請手続)

第6条 リポジトリに学術研究成果の登録をする者（以下「登録申請者」という。）は、学術研究成果ごとに図書館に登録申請手続を行わなければならない。なお、登録申請手続の一部を教学部その他の部署に移管することがある。

2 学部・研究科・研究所が発行する紀要等について、投稿規定等にネットワークを通じて学内外に学術研究成果の発信・提供の許諾が明記されている場合、代表責任者（学部長、編集代表者等）は、刊行物単位で図書館に登録申請手続を行うことができる。この場合において、変更等の申出があるまで当該申請は、継続するものとみなす。

3 学内の認定された博士論文については、執筆者と教学部大学院担当部署が調整の上、担当部署を通して図書館に登録申請手続を行うこととする。

4 学外の学術雑誌に掲載された論文については、執筆者が出版社、学会等から掲載雑誌以外にリポジトリに掲載してもよいという許諾の確認を得た上でリポジトリの登録申請を受け付ける。

(著作権及び利用許諾・利用条件)

第7条 著作権が登録申請者にある場合は、前条の登録申請手続をもって、著作権の一部（複製権及び公衆送信権）の行使を本学に許諾したものとみなす。

2 著作権が登録申請者を含む複数の者及び団体に帰属している場合は、登録申請者は、あらかじめ関係する全ての著作権者（共著者・出版社等）の許諾を得ておかなければならない。

3 利用しようとする学術研究成果がリポジトリで公開する以前に出版社等により公表されており、投稿規定、出版契約等に利用条件を定めている場合は、当該条件に従うこととする。なお、利用条件の範囲を超えて利用する場合は、あらかじめ著作権者から利用に係る許諾を得なければならない。

(学術研究成果の取扱い)

第8条 図書館は、次に掲げるとおり、リポジトリに登録申請手続が行われた学術研究成果を取り扱うものとする。

(1) 学術研究成果を収集し、リポジトリを構築するサーバに蓄積・保存する。

(2) ネットワークを通じて、前号の収集した学術研究成果を無償で発信・提供する。

(3) 保存、利用環境の保持及びセキュリティーの確保を図るため、必要に応じ、登録された学術研究成果の複製、媒体変換及びバックアップファイルを作成する。

2 登録申請に伴い、以下の識別子を付与する。

(1) 収集された学術研究成果物に対して識別子であるDOIを付与するものとする。ただし規程改正の施行前に登録されたものについては対象外とする。

(2) 学術研究成果物の作成者（執筆者等）に対して識別子であるORCIDを記入する

ものとする。ただし規程改正の施行前に登録されたものについては対象外とする。

(登録内容の変更又は削除)

第9条 次に掲げるいずれかに該当する場合、図書館は、リポジトリに登録された学術研究成果を変更又は削除することができる。

(1) 登録申請者から申出があった場合

(2) 公開が適当でないと図書委員会の審議を経て館長が判断した場合

(免責事項)

第10条 登録された学術研究成果の内容に関する責任は、登録申請者が負うものとする。

2 本学は、リポジトリに登録された学術研究成果の利用によって生じたいかなる不利益又は損害について、一切の責任を負わないものとする。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、図書委員会及び教学審議会の審議を経て、学長が行う。

附 則

1 この規程は、2014年4月1日から施行する。

2 この規程の施行前に本学の各教育研究機関の投稿規定等に従い、ネットワークを通じて学内外に学術研究成果を発信・提供することを許諾した者は、リポジトリへの登録申請手続を行ったものとする。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2017年4月1日から施行する。

別表 学術研究成果及びそのコンテンツ (第5条関係)

種別	備考
紀要等	本学の紀要・論叢・学部内学会誌等に掲載の共同又は個人論文
研究報告書等	ワーキングペーパー類及び研究報告・調査報告(科学研究費助成事業その他の外部資金による学術研究成果を含む。)
博士論文等	学位認定された博士論文、論文要旨、審査結果の要旨
学術雑誌論文	学外の学術雑誌に掲載された論文でリポジトリ公開の許可を得たもの
教材	授業等で使用する教材・資料(市販のテキスト除く)
研究データ	研究に関係する公開すべきデータ